

2021年6月25日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

新型コロナワクチンの接種に関する申入れ

本学の教職員および学生が新型コロナワクチンを接種する場合の対応について、以下の通り申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 教職員がワクチンを接種する場合は、常勤・非常勤職員を問わず、勤務を免除するか（勤務時間規程第4条）、特別の有給休暇とすること。
2. ワクチンの接種により教職員に副反応が生じた場合、あるいは副反応かどうかにかかわらず発熱等の風邪症状が見られる場合で、休暇を取得する場合は、常勤・非常勤職員を問わず、「有給の特別休暇」とすること。
2. ワクチンの接種により学生に副反応が生じた場合、あるいは副反応かどうかにかかわらず発熱等の風邪症状が見られる場合で、授業を欠席する場合は、配慮すること。

（趣旨）

総務省は、「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（5/12付け通知）において、「新型コロナワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、……一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、……常勤・非常勤職員を問わず、有給の特別休暇とともに、職員の休暇の取得についても格段のご配慮をいただきたい」としています。

本学においても、同通知の趣旨にそって、新型コロナワクチン接種に伴う副反

応が生じた場合、あるいは新型コロナワクチン接種後に教職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、休暇を取得する場合は、「特別の有給休暇」とするよう求めます。

また、学生についても、上記の場合で授業を欠席せざるを得ない場合は、配慮することを求めます。

以上